

海外新規販路開拓支援事業費補助金交付要綱

平成24年4月25日決裁

(趣旨)

- 第1条 県は、県内市町村、農業協同組合、営農組織、食品関連業者が組織する団体、その他知事が特に適当と認める法人、団体等が実施する事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助金交付の対象となる事業、経費、補助率等は別表第1に定めるところによる。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

- 第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、別表第2のとおりとする。

(軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

- 第7条 事業実施主体は、規則第6条第1項第1号及び第3号の規定に従い知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について当該要求に係る書面を知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後30日以内、または3月10日のいずれか早い時期とする。補助事業に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

3 第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の支払)

第11条 知事は、海外新規販路開拓支援事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

(書類の整備等)

第12条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由することとし、その提出部数は1部とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

別表第1(第2条関係)

事業名	経費	補助額	重要な変更
海外新規販路開拓支援事業	農産物等の輸出促進のために必要な経費	1 事業主体につき30万円(定額)。 ただし、実施要領第3の1の(1)については総事業費30万円以上、(2)～(4)については総事業費60万円以上の事業を対象とする。	1 実施要領第6の1に基づく事業実施主体の変更 2 輸出先、輸出品等の変更

注) 経費には、旅費、謝金及び資料作成費等を含むものとするが、備品の購入は含まないものとする。

別表第2(第4条関係)

事業名	知事が定める事項
海外新規販路開拓支援事業	1 営農組織等の規約、定款等 2 営農組織等の構成員名簿